明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務三九二）　一
○債務救済措置に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三九三）　二
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二〇二八～二〇三九）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人水資源機構の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する役員又は職員の指定、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金変更・解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第三百九十二号

平成二十八年九月六日にラマッラで、ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画のための贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十八年十月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本使は、更に、二千十六年二月十五日付けの日本国政府とＰＬＯとの間の交換公文に関し、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2　(1)　日本国政府は、パレスチナ自治政府によるジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、パレスチナ自治政府行政機関に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十二億三千五百万円（一、二三五、〇〇〇、〇〇〇円）を限度とする額の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2)　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3)　贈与の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。

3　贈与は、贈与契約に定める期間に提供される。ただし、当該期間は、贈与契約が効力を生じた日から二千二十三年十二月三十一日までの間とする。当該期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の同意により延長することができる。

4　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正に、かつ、専ら贈与契約に定める計画の実施に必要な生産物又は役務（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するために使用される。

5　パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局は、生産物又は役務を購入するため、パレスチナ自治政府行政機関の要請に基づき日本国政府が別段の決定を行う場合を除くほか、日本国民と円貨建ての契約を締結する（この了解において、「日本国民」とは、日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。）。当該契約は、贈与の対象として適格であることがＪＩＣＡにより認証される。

6　贈与は、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局によって指定される日本国の銀行に開設されるパレスチナ自治政府行政機関名義の勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整理を行うこと。

(b)　当該用地の外において、計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸設備を提供すること。

(c)　パレスチナ自治区における生産物の速やかな通関及び域内輸送を確保すること。